

四日市市地域新電力会社に係るパートナー事業者選定審査要領

1 審査の対象事業者

本提案（プロポーザル）の審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

2 審査

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も得点の高い応募者を優先交渉事業者、次に得点の高いものを次点交渉権者とする。（同点の場合は委員長が決定する。）
- (2) 審査結果の通知は、企画提案書の提出があったすべての応募者に通知する。
- (3) 審査結果に関する異議等は受け付けない。

3 プレゼンテーション

- ・企画提案者からの説明（20分程度）
- ・企画提案者への質問（20分程度）
- ・出席人数は4名以内とし、質問に適切に対応できる担当予定者が出席する。
- ・補足資料の配布及び使用は認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に企画提案者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。

4 審査方法

委員会において各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の得点の合計を平均した総合得点が60点以上かつ最も高い応募者を優先交渉事業者として特定する。（同点の場合は委員長が決定する。）

5 審査基準

四日市市が設置した「四日市市地域新電力会社に係るパートナー事業者選定委員会」が厳正な審査を行い選定する。審査項目及び配点は次ページ以降のとおりとする。（合計100点）

審査項目	主な審査内容	配点	
企業の信用度	経営基盤の健全性	5	20
	小売電気事業者としての実績	5	
	公共性に対する理解度	10	
事業運営能力	需給調整業務の遂行能力	5	25
	自治体新電力事業あるいは類似事業の実績	10	
	運営体制・業務分担	10	
事業計画	事業計画	10	40
	事業の収益性	5	
	業務委託の内容と委託費	10	
	資本構成と資金調達	5	
	事業リスク分担	10	
事業展開	地域貢献ポテンシャル	10	15
	将来の事業展開の方向性	5	
			100